

加古川中流圏域河川整備計画 三木・吉川ブロック懇話会 情報公開要領（案）

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、加古川中流圏域河川整備計画 三木・吉川ブロック懇話会（以下「懇話会」という。）の情報公開に必要な事項を定めるものとする。

（懇話会の開催の周知）

第 2 条 懇話会の開催は、公開、非公開に関わらず、原則として懇話会開催日の 1 週間前までに、一定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2. 周知の内容は、懇話会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

（懇話会の公開）

第 3 条 懇話会は原則として公開するものとする。ただし、懇話会が非公開と決定したときはこの限りではない。

（議事録等の作成と公開）

第 4 条 懇話会開催毎に議事録を作成する。作成した議事録（発言者を特定しない）及び会議資料（以下「議事録等」という）については、原則公開とする。ただし、懇話会が非公開とする決定をしたものはこの限りではない。

（公表方法）

第 5 条 懇話会の会議資料等の公表方法は以下のとおりとする。

- （1） 兵庫県北播磨県民局にて公表する。
- （2） 兵庫県北播磨県民局のホームページに掲載する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 8 日から施行する。